

令和5年4月3日

4年生以上の希望者 各位

学生支援係

2023年度日本学生支援機構給付奨学生（家計急変採用）の募集について（通知）

標記のことについて、下記の通り募集しますので、希望者は学生支援係まで申し出てく
ださい。

記

1. 申込資格等の確認

予期できない事由により家計が急変し、急変後の年収見込みにより要件を満たすこと
が確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合で、
急変事由の発生後3ヶ月以内である場合、家計急変に係る申請を行うことができます。

※ 家計急変事由が進学（高等専門学校の4年次進級を含む。）の前年1月以降、進学の
前月以前に発生していた場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	以下の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・雇用主による病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業の場合に限る）	以下の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害</u> 等に被災した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ① 上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 <u>※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、次の①又は②が必要</u> ①国及び地方公共団体の公的支援の受給証明書又は公的証明書（コピー）及び家計急変後の給与明細等1か月分 ②「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」及び家計急変前後の給与明細等2か月分

<p>E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった</p>	<p>・ 公的機関による保護証明書（様式あり）</p>
--	-----------------------------

2. 支給始期

申請日（スカラネット入力日）の属する年月

3. 必要書類

- ・ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式1）
- ・ 給付奨学金確認書（案内冊子綴じ込み）
- ・ 給付奨学金申請書（家計急変採用）（案内冊子綴じ込み）
- ・ スカラネット下書き用紙（案内冊子綴じ込み）
- ・ 家計急変事由に関する証明書類
- ・ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書（該当者のみ）
- ・ 施設等在籍証明書／児童（里親）委託証明書／措置解除決定通知書（該当者のみ）
- ・ マイナンバー提出書類（様式は申出時に配付）